

内閣参質一六八第一一号

平成十九年十月五日

内閣総理大臣 福田康夫

参議院議長 江田五月殿

参議院議員近藤正道君提出テ口特措法に基づく航空自衛隊の空輸活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員近藤正道君提出テロ特措法に基づく航空自衛隊の空輸活動に関する質問に対する答弁書
一について

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対し我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法律第二百三十九号。以下「テロ対策特措法」という。）

に基づく協力支援活動として航空自衛隊が行う輸送のうち国内で行われるもの（以下「国内輸送」という。）の平成十三年十一月から本年八月三十日までの月別の回数については、平成十三年十一月が一回、同年十二月が五回、平成十四年一月が七回、同年二月が八回、同年三月が六回、同年四月が八回、同年五月が七回、同年六月が八回、同年七月が九回、同年八月が九回、同年九月が十回、同年十月が十四回、同年十一月が五回、同年十二月が九回、平成十五年一月が十一回、同年二月が十二回、同年三月が十二回、同年四月が十二回、同年五月が十一回、同年六月が十二回、同年七月が六回、同年八月が四回、同年九月が四回、同年十月が五回、同年十一月が三回、同年十二月が三回、平成十六年一月が四回、同年二月が三回、同年三月が四回、同年四月が四回、同年五月が三回、同年六月が四回、同年七月が五回、同年八月が二回、

同年九月が四回、同年十月が三回、同年十一月が二回、同年十二月が三回、平成十七年一月が三回、同年二月が四回、同年三月が五回、同年四月が四回、同年五月が三回、同年六月が五回、同年七月が二回、同年八月が二回、同年九月が三回、同年十月が一回、同年十一月が二回、同年十二月が三回、平成十八年一月が三回、同年二月が四回、同年三月が五回、同年四月が四回、同年五月が三回、同年六月が五回、同年七月が四回、同年八月が三回、同年九月が四回、同年十月が四回、同年十一月が四回、同年十二月が三回、平成十九年一月が三回、同年二月が四回、同年三月が四回、同年四月が四回、同年五月が四回、同年六月が四回、同年七月が四回、同年八月一日から同月三十日までが四回である。国内輸送としては、現在、横田飛行場、岩国飛行場及び嘉手納飛行場の間で主として米軍の航空機用エンジン、部品、整備器材、衣料品等を輸送している。

二から五までについて

国内輸送としては、現在、横田飛行場、岩国飛行場及び嘉手納飛行場の間で主として米軍の航空機用工
ンジン、部品、整備器材、衣料品等を輸送しているが、こうした輸送は、その他の協力支援活動と相まつて、テロ対策特措法に規定する諸外国の軍隊等の活動の効率性を向上させることを通じ、国際的なテロリ

ズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に寄与し、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資しているものと認識している。

